

訪問看護医療情報連携加算について

墨田区医師会立訪問看護ステーションでは、在宅での療養を行っているご利用者様の診療情報等について、連携機関（他の保健医療機関、介護保険法に定める居宅サービス事業者、居宅介護支援事業所もしくは施設サービス事業者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定相談支援事業者もしくは児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者等）とICT（情報通信技術）を用いて共有し、常に確認できる連携体制をとっています。

訪問看護医療情報連携加算 1000円（月1回）

訪問看護医療情報連携加算に関する施設基準は以下の通りです。

- 1.記録された利用者の診療情報等が、連携医療機関間の協議に基づき、一元的に管理されたサーバーで保管されていること。
- 2.情報を共有できる参加者の範囲を随時設定できること。
- 3.参加者が、情報を常時、閲覧・取得ができ、利用者ごとに時系列で速やかに表示されること。
- 4.参加者が、常時、必要な診療情報等を共有できること。

連携体制を構築している連携機関

隅田川診療所	ケアセンターえがお
城田小児科医院	ほんわ花居宅
かわかみ内科外科クリニック	ベネッセ介護センター江東
祐ホームクリニック吾妻橋	なのはな福祉サービス居宅介護支援事業所
厚生クリニック	リエ訪問看護ステーションすみだ
よいとこ墨田クリニック	
明生会錦糸町クリニック	
すみだ両国まちなかクリニック	
かりん在宅クリニック	